

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
（法第三条の三第二項の政令で定める既存工作物が設置されている区域の境界からの距離等） 第七条の二 法第三条の三第二項の政令で定める距離及び政令で定める数値は、次の表の上欄に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる距離及び同表の下欄に掲げる数値とする。		(新設)	
事業の区分	距離	数値	
一 別表第一の一の五の項のホ又はヘに該当する事業	三百メートル	発電所又は発電設備の出力について、二・〇	
二 別表第一の一の五の項のト又はチに該当する事業	三百メートル	発電所又は発電設備の出力について、一・三	
三 別表第三の三百メートル		発電所又は発電設備の出力について	

一の五の	項のワ又	は力に該	業当する事
いて、一・一			

別表第一（第一条、第三条、第七条関係）

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
一 （略）	（略）	（略）	（略）
二 法第二 条第二 項第一 号に掲 げる事 業の種 類	イ 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第九十九号）第二号のサ ーチャージ水位（サーチャージ水位）がないダムにあっては、同条第一号の常時満水位）に おける貯水池の区域（	貯水面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満で、タル未満であるダムの新築の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、	都道府県知事又は指定都市の長が一級河川について事業を実施する場合につき、河川法第七十九条第一項（河川法施行令（昭和四十年政令第十号）第四十五条第二号に係る場合に限る。）

別表第一（第一条、第三条、第七条関係）

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
一 （略）	（略）	（略）	（略）
二 法第二 条第二 項第一 号に掲 げる事 業の種 類	イ 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第九十九号）第二号のサ ーチャージ水位（サーチャージ水位）がないダムにあっては、同条第一号の常時満水位）に おける貯水池の区域（	貯水面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満で、タル未満であるダムの新築の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、	都道府県知事又は指定都市の長が一級河川について事業を実施する場合につき、河川法第七十九条第一項（河川法施行令（昭和四十年政令第十号）第四十五条第二号に係る場合に限る。）

以下「貯水区域」という。」の面積（以下「貯水面積」という。）が百ヘクタール以上であるダムの新築（五の項において「大規模ダム新築」という。）の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業者）当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者	これらの者のうちから代表する者を定め、そのときは、その代表する者の（当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該當するものを除く。以下「第二種ダム新築事業」という。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの
---	---

を定めたとき、その代表する者が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十五号の発電事業者（その者が国土交通大臣、都道府県知事、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長又は独立行政法人水資源

を定めたとき、その代表する者が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十五号の発電事業者（その者が国土交通大臣、都道府県知事、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長又は独立行政法人水資源

機	構	で	あ	る	場	合	を	除	く	。以下単に	「発電事業	者」という	。である	もの（当該	水力発電所	の出力が二	万二千五百	キロワット	以上である	場合に限る	。及び当	該水力発電	所の専用設	備の設置に	該当するも	のを除く。	以下「第一	種ダム新築	事業」とい	う。であ	つて、国土	交通大臣、	都道府県知	事又は指定	都市の長が	河川法（昭	和三十九年	法律第百六
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

機	構	で	あ	る	場	合	を	除	く	。以下単に	「発電事業	者」という	。である	もの（当該	水力発電所	の出力が二	万二千五百	キロワット	以上である	場合に限る	。及び当	該水力発電	所の専用設	備の設置に	該当するも	のを除く。	以下「第一	種ダム新築	事業」とい	う。であ	つて、国土	交通大臣、	都道府県知	事又は指定	都市の長が	河川法（昭	和三十九年	法律第百六
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

十七号）第 八条に規定 する河川工 事（以下単 に「河川工 事」という 。）として 行うもの	ロ 改築後の 貯水面積が 百ヘクタ― ル以上であ り、かつ、 貯水面積が 五十ヘクタ ール以上増 加すること となるダム の改築（五 の項におい て「大規模 ダム改築」 という。） の事業（当 該改築後の ダムが水力 発電所の設 備となる場 合にあって は、当該事 は、当該事
	改築後の貯水 面積が七十五 ヘクタール以 上であり、か つ、貯水面積 が三十七・五 ヘクタール以 上増加するこ ととなるダム の改築の事業 （第一種ダム 改築事業に該 当しないもの に限るものと し、当該改築 後のダムが水 力発電所の設 備となる場合 にあっては、 当該事業を実 施しようとし る者（当該事
	都道府県知事又は 指定都市の長が一 級河川について事 業を実施する場合 につき、河川法第 七十九条第一項（ 河川法施行令第四 十五条第二号に係 る場合に限る。）

十七号）第
八条に規定
する河川工
事（以下単
に「河川工
事」という
。）として
行うもの

するものを 除く。以下 「第一種ダ ム改築事業 」という。 ）、国土交通 大臣、都道 府県知事又 は指定都市 の長が河川 工事として 行うもの	指定都市の長 が河川工事と して行うもの	水道法第六條第一 項、第十條第一項 、第二十六條又は 第三十條第一項
ハ 第一種ダ ム新築事業 であつて、 当該ダムを 用いて水道 法（昭和三 十二年法律 第七十七 号）第三條 第二項の水 道事業（以 下単に「水 道事業」と いう。）又 は同條第四 項の水道用 水供給事業	第二種ダム新 築事業であつ て、当該ダム を用いて水道 事業又は水道 用水供給事業 を經營し、又 は經營しよう とする者が行 うもの	

(以下単に「水道用水供給事業」という。)を經營し、又は經營しようとする者が行うもの	ニ 第一種ダム改築事業であつて、当該ダムを用いて水道事業又は水道用水供給事業を經營し、又は經營しようとする者が行うもの	ホ 第一種ダム新築事業であつて、当該ダムを用いて工業用水道事業(昭和三十三年法律
	第二種ダム改築事業であつて、当該ダムを用いて水道事業又は水道用水供給事業を經營し、又は經營しようとする者が行うもの	第二種ダム新築事業であつて、当該ダムを用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの(
水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項		事業主体が地方公共団体以外の者である場合につき、工業用水道事業法第三条第二項又は第六条第二項

(以下単に「水道用水供給事業」という。)を經營し、又は經營しようとする者が行うもの		ハ 第一種ダム新築事業であつて、当該ダムを用いて工業用水道事業(昭和三十三年法律
		第二種ダム新築事業であつて、当該ダムを用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの(
		事業主体が地方公共団体以外の者である場合につき、工業用水道事業法第三条第二項又は第六条第二項

第八十四号 第二條第 四項の工業 用水道事業 （以下単に 「工業用水 道事業」と いう。）を 営み、又は 営もうとす る者が行う もの（地方 公共団体が 法第二條第 二項第二号 口の国の補 助金等の交 付を受けな いで行うも のを除く。	地方公共団 体が法第二 條第二号ロ の国の補助 金の交付を 受けないで 行うもの を除く。	第一種ダ ム改築事業 であつて、 当該ダムを 用いて工業 用水道事業 を営み、又 は営もうと する者が行 うもの（地 方公共団体 が行うもの を除く。）	第二種ダム改 築事業であ つて、当該 ダムを用い て工業用水 道事業を営 み、又は営 もうとする 者が行うも の（地方公 共団体が行 うものを除 く。）	事業主体が地方公 共団体以外の者で ある場合につき、 工業用水道事業法 第三條第二項又は 第六條第二項
---	--	---	---	--

第八十四号 第二條第 四項の工業 用水道事業 （以下単に 「工業用水 道事業」と いう。）を 営み、又は 営もうとす る者が行う もの（地方 公共団体が 法第二條第 二項第二号 口の国の補 助金等の交 付を受けな いで行うも のを除く。	地方公共団 体が法第二 條第二号ロ の国の補助 金の交付を 受けないで 行うもの を除く。
---	--

うもの（地方公共団体が法第二條第二項第二号の補助金等の交付を受けるに付、ものを除く。）	ト 第一種ダム新築事業であつて、土地改良法第二條第二項の土地改良事業（以下単に「土地改良事業」という。）として行ふもの	チ 第一種ダム改築事業であつて、土地改良事業として行ふもの
が法第二條第二項第二号の補助金等の交付を受けるに付、ものを除く。	第二種ダム新築事業であつて、土地改良事業として行ふもの	第二種ダム改築事業であつて、土地改良事業として行ふもの
事業主体が国又は都道府県以外の者である場合につき、土地改良法第五條第一項、第四十條第一項、第九十五條第一項又は第十五條第一項又は	事業主体が国又は都道府県以外の者である場合につき、土地改良法第五條第一項、第四十條第一項、第九十五條の二第一項	事業主体が国又は都道府県以外の者である場合につき、土地改良法第五條第一項、第四十條第一項、第九十五條第一項又は第十五條第一項又は

第九十五条の二第 一項	独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十三条第一項	第一種ダム新築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行うもの	第二種ダム新築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行うもの	第一種ダム改築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行うもの	第二種ダム改築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行うもの	計画湛水位（堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によつてたためることとした流水の最高水位で堰の直上流部にうとする者）	湛水面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満である堰の新築の事業（当該堰が水力発電所の設備となつては、当該事業を実施しようとする者）
----------------	------------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--	---

おけるもの をいう。）」 における湛 水区域（以 下単に「湛 水区域」と いう。）の 面積（以下 「湛水面積 」という。 ）が百ヘク タール以上 である堰の 新築（五の 項において 「大規模堰 新築」とい う。）の事 業（当該堰 が水力発電 所の設備と なる場合に あつては、 当該事業を 実施しよう とする者（ 当該事業を 実施しよう とする者が 二以上であ る場合に お	当該事業を 実施しよう とする者 が二以上 である 場合 に おける もの を いう。 ）」 における 湛 水 区域 （以 下 単 に 「 湛 水 区域 」 と い う。 ） の 面 積 （ 以 下 「 湛 水 面 積 」 と い う。 ） が 百 ヘ ク タ ー ル 以 上 で あ る 堰 の 新 築 （ 五 の 項 に お い て 「 大 規 模 堰 新 築 」 と い う。 ） の 事 業 （ 該 当 堰 が 水 力 発 電 所 の 設 備 と な る 場 合 に あ つ て は 、 該 当 事 業 を 実 施 し よ う と す る 者 （ 該 当 事 業 を 実 施 し よ う と す る 者 が 二 以 上 で あ る 場 合 に お ける 場 合 に お	都道府県知事
--	--	--------

おけるもの をいう。）」 における湛 水区域（以 下単に「湛 水区域」と いう。）の 面積（以下 「湛水面積 」という。 ）が百ヘク タール以上 である堰の 新築（五の 項において 「大規模堰 新築」とい う。）の事 業（当該堰 が水力発電 所の設備と なる場合に あつては、 当該事業を 実施しよう とする者（ 当該事業を 実施しよう とする者が 二以上であ る場合に お	当該事業を 実施しよう とする者 が二以上 である 場合 に おける もの を いう。 ）」 における 湛 水 区域 （以 下 単 に 「 湛 水 区域 」 と い う。 ） の 面 積 （ 以 下 「 湛 水 面 積 」 と い う。 ） が 百 ヘ ク タ ー ル 以 上 で あ る 堰 の 新 築 （ 五 の 項 に お い て 「 大 規 模 堰 新 築 」 と い う。 ） の 事 業 （ 該 当 堰 が 水 力 発 電 所 の 設 備 と な る 場 合 に あ つ て は 、 該 当 事 業 を 実 施 し よ う と す る 者 （ 該 当 事 業 を 実 施 し よ う と す る 者 が 二 以 上 で あ る 場 合 に お ける 場 合 に お	都道府県知事
--	--	--------

いて、これ	らの者のう	ちから代表	する者を定	めたときは	、その代表	する者）が	当該水力発	電所をその	事業の用に	供する発電	事業者であ	るもの（当	該水力発電	所の出力が	二万二千五	百キロワツ	ト以上であ	る場合に限	る。）及び	当該水力発	電所の専用	設備の設置	に該当する	ものを除く	。以下「第	一種堰新築	事業」とい	う。）であ	つて、国土	交通大臣、
又は指定都市	の長が河川工	事として行う	もの																											

いて、これ	らの者のう	ちから代表	する者を定	めたときは	、その代表	する者）が	当該水力発	電所をその	事業の用に	供する発電	事業者であ	るもの（当	該水力発電	所の出力が	二万二千五	百キロワツ	ト以上であ	る場合に限	る。）及び	当該水力発	電所の専用	設備の設置	に該当する	ものを除く	。以下「第	一種堰新築	事業」とい	う。）であ	つて、国土	交通大臣、
又は指定都市	の長が河川工	事として行う	もの																											

--	--

都道府県知事又は指定都市の長が河川工事と	の	ヲ	改築後の湛水面積が百ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が五十ヘクタール以上増加することとなる堰の改築（五の項において「大規模堰」という。）の事業（当該改築後の水力発電所の設備となる場合には、当該事業を実施しようとする者が二以上	改築後の湛水面積が七十五ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が三十七・五	改築後の湛水面積が七十五ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業（第一種堰改築事業に該当しないものに限るものとし、当該改築後の水力発電所の設備となる場合には、当該事業を実施しようとする者が二以上

都道府県知事又は指定都市の長が河川工事と	の	ト	改築後の湛水面積が百ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が五十ヘクタール以上増加することとなる堰の改築（五の項において「大規模堰」という。）の事業（当該改築後の水力発電所の設備となる場合には、当該事業を実施しようとする者が二以上	改築後の湛水面積が七十五ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が三十七・五	改築後の湛水面積が七十五ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業（第一種堰改築事業に該当しないものに限るものとし、当該改築後の水力発電所の設備となる場合には、当該事業を実施しようとする者が二以上

該事業を 実施しようと する者が二 以上である 場合におい て、これら の者のうち から代表す る者を定め たときは、 その代表す る者が当 該水力発電 所をその事 業の用に供 する発電事 業者である もの（当該 水力発電所 の出力が二 万二千五百 キロワット 以上である 場合に限る 。）及び当 該水力発電 所の専用設 備の設置に 該当するも のを除く。 以下「第一 事として行	である場合 において、こ らの者のうち から代表する 者を定めた きは、その代 表する者」が 当該水力発電 所をその事業 の用に供する 発電事業者で あるもの（当 該水力発電所 の出力が二万 二千五百キロ ワット以上で ある場合に限 る。）及び当 該水力発電所 の専用設備の 設置に該当す るものを除く 。以下「第二 種堰改築事業 （以下「第二 種」という。） であつて、国 土交通大臣、 都道府県知事 又は指定都市 の長が河川工
---	---

該事業を 実施しようと する者が二 以上である 場合におい て、これら の者のうち から代表す る者を定め たときは、 その代表す る者が当 該水力発電 所をその事 業の用に供 する発電事 業者である もの（当該 水力発電所 の出力が二 万二千五百 キロワット 以上である 場合に限る 。）及び当 該水力発電 所の専用設 備の設置に 該当するも のを除く。 以下「第一 事として行	である場合 において、こ らの者のうち から代表する 者を定めた きは、その代 表する者」が 当該水力発電 所をその事業 の用に供する 発電事業者で あるもの（当 該水力発電所 の出力が二万 二千五百キロ ワット以上で ある場合に限 る。）及び当 該水力発電所 の専用設備の 設置に該当す るものを除く 。以下「第二 種堰改築事業 （以下「第二 種」という。） であつて、国 土交通大臣、 都道府県知事 又は指定都市 の長が河川工
---	---

種堰改築事業」という。で、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	ワ 第一種堰 新築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする者が行うもの	カ 第一種堰 改築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経
もの	第二種堰新築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする者が行うもの	第二種堰改築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経
水道法第六条第一項、第二十六条又は第三十条第一項	水道法第六条第一項、第二十六条又は第三十条第一項	水道法第六条第一項、第二十六条又は第三十条第一項

種堰改築事業」という。で、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	チ 第一種堰 新築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする者が行うもの	リ 第一種堰 改築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経
もの	第二種堰新築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする者が行うもの	第二種堰改築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経
水道法第六条第一項、第二十六条又は第三十条第一項	水道法第六条第一項、第二十六条又は第三十条第一項	水道法第六条第一項、第二十六条又は第三十条第一項

を經營し、又は經營しようとする者が行うもの	ヨ 第一種堰 新築事業であつて、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法の第二号口の国の補助金等の交付を受けるものを除く。）	タ 第一種堰 改築事業であつて、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もう
を經營し、又は經營しようとする者が行うもの	第二種堰新築事業であつて、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法の第二号口の国の補助金等の交付を受けるものを除く。）	第二種堰改築事業であつて、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もう
	事業主体が地方公共団体以外の者である場合につき、工業用水道事業法第三条第二項又は第六条第二項	事業主体が地方公共団体以外の者である場合につき、工業用水道事業法第三条第二項又は第六条第二項

を經營し、又は經營しようとする者が行うもの	又 第一種堰 新築事業であつて、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法の第二号口の国の補助金等の交付を受けるものを除く。）	ル 第一種堰 改築事業であつて、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もう
を經營し、又は經營しようとする者が行うもの	第二種堰新築事業であつて、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法の第二号口の国の補助金等の交付を受けるものを除く。）	第二種堰改築事業であつて、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もう
	事業主体が地方公共団体以外の者である場合につき、工業用水道事業法第三条第二項又は第六条第二項	

ナ	施設が設	湖沼開発面積	独立行政法人水資	一項
	置される土	が七十五ヘク	源機構が事業を实	
	地の面積及	タール以上百	施する場合につき	
ネ	び施設の操	ヘクタール未	、独立行政法人水	
	作により露	満である湖沼	資源機構法第十三	
	出すること	水位調節施設	条第一項	
ツ	となる水底	の新築の事業		
	の最大の水	であって、国		
	平投影面積	土交通大臣、		
ネ	の合計（以	都道府県知事		
	下「湖沼開	、指定都市の		
	発面積」と	長又は独立行		
ツ	いう。）が	政法人水資源		
	百ヘクター	機構が河川工		
	ル以上であ	事として行		
ネ	改築事業で	第二種堰改築	独立行政法人水資	
	あつて、独	、独立行政法	源機構法第十三条	
	立行政法人	人水資源機構	第一項	
ツ	水資源機構	が行うもの		
	が行うもの			

タ	施設が設	湖沼開発面積	独立行政法人水資	
	置される土	が七十五ヘク	源機構が事業を实	
	地の面積及	タール以上百	施する場合につき	
ヨ	び施設の操	ヘクタール未	、独立行政法人水	
	作により露	満である湖沼	資源機構法第十三	
	出すること	水位調節施設	条第一項	
カ	となる水底	の新築の事業		
	の最大の水	であって、国		
	平投影面積	土交通大臣、		
ヨ	の合計（以	都道府県知事		
	下「湖沼開	、指定都市の		
	発面積」と	長又は独立行		
カ	いう。）が	政法人水資源		
	百ヘクター	機構が河川工		
	ル以上であ	事として行		
ヨ	改築事業で	第二種堰改築	独立行政法人水資	
	あつて、独	、独立行政法	源機構法第十三条	
	立行政法人	人水資源機構	第一項	
カ	水資源機構	が行うもの		
	が行うもの			

三・四 略	
(略)	ラ 百ヘクタール以上の面積の土地の形状を變更する放水路の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの る湖沼水位調節施設の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事、指定都市の長又は独立行政法人水資源機構が河川工事として行うもの
(略)	七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満の面積の土地の形状を變更する放水路の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの もの
(略)	

三・四 略	
(略)	レ 百ヘクタール以上の面積の土地の形状を變更する放水路の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの る湖沼水位調節施設の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事、指定都市の長又は独立行政法人水資源機構が河川工事として行うもの
(略)	七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満の面積の土地の形状を變更する放水路の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの もの
(略)	

[illegible]

模 壩 改 築 （	し く は 大 規	模 壩 新 築 若	築 又 は 大 規	規 模 ダ ム 改	若 し く は 大	模 ダ ム 新 築	工 事 が 大 規	所 の 設 置 の	該 水 力 発 電	の 事 業 （	設 置 の 工 事	力 発 電 所 の	満 で あ る 水	ロ ワ ッ ト 未	以 上 三 万 キ	キ ロ ワ ッ ト	万 二 千 五 百	ロ 出 力 が 二	る 発 電 事 業	者 で な い と	き は 、 当 該	ダ ム 又 は 当	該 壩 の 新 築	又 は 改 築 で	あ る 部 分 を	除 く。 ）
																			発 電 所 を そ の	事 業 の 用 に 供	者 で な い と き	は 、 当 該 ダ ム	又 は 当 該 壩 の	新 築 又 は 改 築	で あ る 部 分 を	除 く。 ）

ダ ム 新 築 等	下 、 大 規 模	壩 改 築 （	く は 大 規 模	壩 新 築 若	又 は 大 規 模	模 ダ ム 新 築	工 事 が 大 規	所 の 設 置 の	該 水 力 発 電	の 事 業 （	設 置 の 工 事	力 発 電 所 の	満 で あ る 水	ロ ワ ッ ト 未	以 上 三 万 キ	キ ロ ワ ッ ト	万 二 千 五 百	ロ 出 力 が 二	の 用 に 供 す	る 発 電 事 業	者 で な い と	き は 、 当 該	ダ ム の 新 築	又 は 当 該 壩	の 新 築 若 し	く は 改 築 で	あ る 部 分 を	除 く。 ）
																			が 当 該 水 力 発	電 所 を そ の 事	業 の 用 に 供 す	る 発 電 事 業 者	で な い と き	は 、 当 該 ダ ム の	新 築 又 は 当 該	壩 の 新 築 若 し	く は 改 築 で あ	る 部 分 を 除 く。 ）

う水力発電設備の新設を	所の水力発電工	工事の事業（こ	（当該水力事業の二第	発電所の事業の二第	更の工事の二第	ダム又は堰（せき）に該当し	又は堰（せき）の新築又は改築を伴うものとし、	築若しくは改築を伴うものとし、	場合において、当該ダム又は堰（せき）の新築又は改築を伴うものとし、	て、当該ダム又は堰（せき）の新築又は改築を伴うものとし、	ムの新築又は改築を伴うものとし、	は、当該堰（せき）の新築又は改築を伴うものとし、	は、改築を行	おうとする者	者（その者）	が二以上の者	ある場合、こ	おいて、こ	れらの者の（その者が二	うちから代	表する者	定めたとき	は、その代	表する者	が当該水力	発電所のそ	の事業の用	に供する発	電事業者で	ないときは		
設備の新設を	伴う水力発電工	所の事業（こ	の二第	の二第	二第	要件に該当し	ないものとし、	るものとし、	当該水力発電	所の変更に工	事の変更に工	堰（せき）の新築又は改築を伴うものとし、	改築を伴うものとし、	合において、	当該ダム又は	当該堰（せき）の新築又は改築を行	又は改築を行	又は改築を行	（その者が二	以上である場	合において、	これらの者の	うちから代	する者を定め	たときは、そ	の代表する者	が当該水力	発電所のそ	の事業の用	に供する発	電事業者で	ないときは

う水力発電設備の新設を	所の水力発電工	工事の事業（こ	（当該水力事業の二第	発電所の事業の二第	更の工事の二第	ダム又は堰（せき）に該当し	又は堰（せき）の新築又は改築を伴うものとし、	築若しくは改築を伴うものとし、	場合において、当該ダム又は堰（せき）の新築又は改築を伴うものとし、	て、当該ダム又は堰（せき）の新築又は改築を伴うものとし、	ムの新築又は改築を伴うものとし、	は、当該堰（せき）の新築又は改築を伴うものとし、	は、改築を行	おうとする者	者（その者）	が二以上の者	ある場合、こ	おいて、こ	れらの者の（その者が二	うちから代	表する者	定めたとき	は、その代	表する者	が当該水力	発電所のそ	の事業の用	に供する発	電事業者で	ないときは		
設備の新設を	伴う水力発電工	所の事業（こ	の二第	の二第	二第	要件に該当し	ないものとし、	るものとし、	当該水力発電	所の変更に工	事の変更に工	堰（せき）の新築又は改築を伴うものとし、	改築を伴うものとし、	合において、	当該ダム又は	当該堰（せき）の新築又は改築を行	又は改築を行	又は改築を行	（その者が二	以上である場	合において、	これらの者の	うちから代	する者を定め	たときは、そ	の代表する者	が当該水力	発電所のそ	の事業の用	に供する発	電事業者で	ないときは

別表第二（第十三条関係）						
六十三 （略）			二カ （略）	、当該ダム又は当該堰（せき）の新築又は改築である部分を除く。	、当該ダム又は当該堰（せき）の新築又は改築である部分を除く。	
	（略）	（略）				
						（略）
三 別表第一の二の項のイからヌまでに該当する対象事	（略）	対象事業の区分	事業の諸元			
		一・二（略）				
			正の要件			
			正の要件			

別表第二（第十三条関係）					
六十三 （略）			ニカ （略）	電事業者でないときは、当該ダム又は当該堰の新築又は改築である部分を除く。	
（略）	（略）	事業の諸元	（略）	の用に供する電事業者でないときは、当該ダム又は当該堰の新築又は改築である部分を除く。	
（略）	（略）	正の要件	（略）		

三 別表第一の二の項のイからホまでに該当する対象事	（略）	対象事業の区分	事業の諸元	（略）
	（略）	一・二（略）		

別表第三（第十八条関係）			業			
対象事業の区分	事業の諸元	更の要件	七 二十 （略）	六 一の二の 項のラに 該当する 対象事業 （略）	五 一の二の 項のナに 該当する 対象事業 （略）	四 一の二の 項のルか らネまで に該当す る対象事 業 （略）
			（略）	（略）	（略）	（略）

別表第三（第十八条関係）			業			
対象事業の区分	事業の諸元	更の要件	七 二十 （略）	六 一の二の 項のレに 該当する 対象事業 （略）	五 一の二の 項のタに 該当する 対象事業 （略）	四 一の二の 項のヘか らヨまで に該当す る対象事 業 （略）
			（略）	（略）	（略）	（略）

一・二 略)	三 別表第 一の二の 項のイか ら又 まで に該当す る対象事 業	四 別表第 一の二の 項のルか らネ まで に該当す る対象事 業	五 別表第 一の二の 項のナ に 該当する 対象事業	六 別表第 一の二の 項のレ に 該当する 対象事業
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

一・二 略)	三 別表第 一の二の 項のイか らホ まで に該当す る対象事 業	四 別表第 一の二の 項のヘか らヨ まで に該当す る対象事 業	五 別表第 一の二の 項のタ に 該当する 対象事業	六 別表第 一の二の 項のレ に 該当する 対象事業
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

七 〃 二十 (略)	(略)	(略)
七 〃 二十 (略)	(略)	(略)